

【開示例45】 評価プロセス

④ 評価プロセス
レベル3に分類した金融商品について、当社の投資管理部門担当者は、外部の評価専門家の助言を得ながら公正価値測定の対象となる金融商品の性質、特徴およびリスクを適切に反映できる評価技法およびインプットを用いて公正価値を測定しています。実施した金融商品の公正価値の測定結果は、外部専門家の評価結果を含めて部門管理者によりレビューされ、当社専務執行役員GCFO(最高財務責任者)が承認しています。

(出所) Zホールディングス(株) 2023年3月期有価証券報告書 「30.金融商品の公正価値」より一部抜粋

【開示例46】 観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定への感応度の記述的説明

C レベル3に区分される経常的な公正価値測定への感応度情報
経常的に公正価値で測定するレベル3に分類される金融商品の公正価値の測定に関する重要な観察可能でないインプットは、財務予測に基づいて算定したEBIT倍率、非流動性ディスカウント等です。公正価値はEBIT倍率の上昇(低下)により増加(減少)し、非流動性ディスカウントの上昇(低下)により減少(増加)します。レベル3に分類される金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合の公正価値の増減は重要ではありません。

(出所) ナブテスコ(株) 2022年12月期有価証券報告書 「21.金融商品」より一部抜粋

示例45)、観察可能でないインプットの変動に対する公正価値測定への感応度の記述的説明(IFRS13号93項(h)(i)(開示例46)などの開示が必要とされている。

IFRSはIFRSの初度適用企業に対して、任意の免除規定を設けており、初度適用企業の作業負担を軽減するように考慮している。IFRS1号「国際財務報告基準の初度適用」が規定する免除規定は図表12を参照されたい(2023年7月末時点で公表されている基準を対象と

【この章のエッセンス】

- 免除規定の適用の上位5項目はリース、企業結合、換算差額累計額、過去に認識した金融商品の指定、株式に基づく報酬取引であった。
- リース・企業結合・換算差額累計額はいずれも100%、過去に認識した金融商品の指定は86%、株式に基づく報酬取引は43%の企業が免除規定を選択していた。

している)。本章では、前回分析に引き続き、今回新たに有価証券報告書または「上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」においてIFRSを任意適用した14社のうち、すでにIFRSを適用等していた新規上場会社の7社を除く7社について分析を行った。7社の免除規定の選択状況は次頁図表13を参照されたい。なお、図表13は図表12における免除規定のうち、選択企業の多かった免除規定について分析している。また、初度適用に関する実際の開示については、

(図表12) IFRS1号が認める免除規定

・ 企業結合(IFRS1号付録C)
・ 株式に基づく報酬取引(IFRS1号D2項、D3項)
・ みなし原価(IFRS1号D5項～D8B項)
・ リース(IFRS1号D9項、D9B項～D9E項)
・ 換算差額累計額(IFRS1号D12項～D13A項)
・ 子会社、共同支配企業、関連会社に対する投資(IFRS1号D14項～D15A項)
・ 子会社、関連会社、共同支配企業の資産、負債(IFRS1号D16項、D17項)
・ 複合金融商品(IFRS1号D18項)
・ 過去に認識した金融商品の指定(IFRS1号D19項～D19C項)
・ 金融資産または金融負債の当初認識時の公正価値測定(IFRS1号D20項)
・ 有形固定資産の原価に算入される廃棄負債(IFRS1号D21項、D21A項)
・ IFRIC12号「サービス委譲契約」に従って会計処理される金融資産または無形資産(IFRS1号D22項)
・ 借入コスト(IFRS1号D23項)
・ 資本性金融商品による金融負債の消滅(IFRS1号D25項)
・ 激しい超インフレ(IFRS1号D26項～D30項)
・ 共同支配の取決め(IFRS1号D31項)
・ 露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト(IFRS1号D32項)
・ 非金融商品項目の売買契約の指定(IFRS1号D33項)
・ 収益(IFRS1号D34項、D35項)
・ 外貨建取引と前払・前受対価(IFRS1号D36項)

第3章

**リース・企業結合等は100%選択
初度適用時の免除規定の
選択状況**